

質問

## 地籍調査の早期実施を

回答

## 予算等総合的に検討します

〔町長〕

質問

この地籍調査事業は、国土調査法に基づき昭和26年に始まり、日本全土の土地すべてを一筆ごとに測量し、登記所に地籍図として備え付けようとするものです。

現在、登記所にある土地の登記簿は、土地区画整備事業や耕地整理事業等で書き替えたものもありますが、いまだに明治初期の地租改正事業の調査記録を基礎としたものもあり、面積が正確でないものもあるようです。

このような状態では、土地の売買の時など、そのつど測量をしなければならず、経済的な負担は関係する個人が負わなければなりません。

また、地震が発生すれば、

当地域は地盤が軟らかいため液状化現象が起きやすく、かつ一級河川にはさまれているため、堤防の崩壊で水害が起こる可能性もあり、土地の形状変化が心配されます。

もとの土地の境界に関する正確な記録がなくなってしまうため、復元業務や復旧計画の策定に多くの時間と費用が

かかると思われます。

個々の土地境界の位置が地球上の座標値と結びつけられ、正確な土地の境界ができ、地番、地目、面積、所有者が正確になり、いろいろな問題がスムーズに解決できると思います。

しかし、この事業には多くの時間と人手がかかります。また、これらに係る費用は、

## 一般質問



岩田 譲治  
いわた じょうじ



地籍調査により、土地活用の利便性が高まります

国・県の補助金があり町の負担は事業費の5%です。町民個人の経費負担はありません。安八町はこの事業に全く手がつ

けられていません。町長のお考えをお聞かせください。

回答

地籍調査を実施すれば、震災や水害の時もその土地の境界をもとどおりに復元することが可能となります。

そのため境界紛争の未然防止等による土地取引の円滑化や土地資産の保全、公共事業や民間開発事業等におけるコスト縮減、災害復旧の迅速化、公共用地の管理の適正化、固定資産税の課税の公正性確保など効用があります。

しかし、この調査は、土地所有者の立会い等で一筆ごとに官民・民境界の確認を得るなど、実施に多くの時間と手間を要するため、十分な体制を確保しなければなりません。

また、厳しい財政状況や行政ニーズの多様化等に伴い、町の施策として予算、人的な対応も考え総合的に検討します。